

2012年（平成24年）8月29日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 青柳義朗

藤沢市監査委員 中川隆

藤沢市監査委員 松長泰幸

藤沢市監査委員 柳田秀憲

### 平成23年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成23年度決算に基づく健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

# 平成23年度健全化判断比率審査意見書

## I 審査の対象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

## II 審査の期間

2012年（平成24年）7月27日から8月23日まで

## III 審査の要領

- 1 市長から提出された平成23年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

## IV 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された平成23年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

健全化判断比率	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25
実質公債費比率	4.6	6.3	6.9	8.4	25.0
将来負担比率	33.1	35.6	38.1	45.7	350.0

（注）実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示している。

### 2 個別意見

#### (1) 実質赤字比率について

平成23年度の実質赤字比率はマイナス9.58%となっており、平成22年度のマイナス6.34%と比較すると3.24ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の 11.25%と比較すると 20.83ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率について

平成23年度の連結実質赤字比率はマイナス 23.71%となっており、平成22年度のマイナス 19.28%と比較すると 4.43ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の 16.25%と比較すると 39.96ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は 4.6%となっており、平成22年度の 6.3%と比較すると 1.7ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の 25.0%と比較すると 20.4ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は 33.1%となっており、平成22年度の 35.6%と比較すると 2.5ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の 350.0%と比較すると 316.9ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2012年（平成24年）8月29日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 青柳義朗  
藤沢市監査委員 中川隆  
藤沢市監査委員 松長泰幸  
藤沢市監査委員 柳田秀憲

平成23年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成23年度決算に基づく下水道事業費特別会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

# 平成23年度資金不足比率審査意見書

## I 審査の対象

平成23年度下水道事業費特別会計資金不足比率

## II 審査の期間

2012年（平成24年）7月27日から8月23日まで

## III 審査の要領

- 1 市長から提出された平成23年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

## IV 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された平成23年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比 率 名	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	—	20.0

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「—」で表示している。

### 2 個別意見

平成23年度の資金不足比率はマイナス12.3%となっており、平成22年度のマイナス19.9%と比較すると7.6ポイント悪化している。

しかし、経営健全化基準の20.0%と比較すると32.3ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

### 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2012年（平成24年）8月29日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 青柳義朗

藤沢市監査委員 中川隆

藤沢市監査委員 松長泰幸

藤沢市監査委員 柳田秀憲

### 平成23年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成23年度決算に基づく市民病院事業会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

# 平成23年度資金不足比率審査意見書

## I 審査の対象

平成23年度市民病院事業会計資金不足比率

## II 審査の期間

2012年（平成24年）7月27日から8月23日まで

## III 審査の要領

- 1 市長から提出された平成23年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

## IV 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された平成23年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比 率 名	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	—	20.0

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「—」で表示している。

### 2 個別意見

平成23年度の資金不足比率はマイナス38.6%となっており、平成22年度のマイナス33.5%と比較すると5.1ポイント改善している。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると58.6ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

### 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2012年（平成24年）8月29日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 青柳義朗

藤沢市監査委員 中川隆

藤沢市監査委員 松長泰幸

藤沢市監査委員 柳田秀憲

### 平成23年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成23年度決算に基づく地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

# 平成23年度資金不足比率審査意見書

## I 審査の対象

平成23年度地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率

## II 審査の期間

2012年（平成24年）7月27日から8月23日まで

## III 審査の要領

- 1 市長から提出された平成23年度地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

## IV 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された平成23年度地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比率名	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	—	20.0

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「—」で表示している。

### 2 個別意見

平成23年度の資金不足比率は、平成22年度と同じ0.0%となっている。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると20.0ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

### 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。